

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」施行規則の一部改正に伴う対応について

弊社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」施行規則の一部改正に伴いまして、2020年4月1日（水）以降、弊社に到着する本人確認書類（写し）のお取扱分より、次のとおり変更させていただきますのでご案内申し上げます。

I. 対象となるお客様・ご提出方法

日専連カードをお申込みいただく個人（日専連法人カードをお申込みの場合は、法人代表者または個人事業主およびカード使用者全員）のお客様で、本人確認書類を非対面（写しの郵送）によりご提出いただく場合にご対応ください。

II. 変更内容

お客様の本人特定事項の確認方法が厳格化されたことから、以下のとおり変更します。

1. 現住所記載の本人確認書類を2種類以上お持ちの方

本人確認書類 <A表> から写しを2種類ご提出ください。

2. 現住所記載の本人確認書類を1種類のみお持ちの方

本人確認書類 <A表> から写しを1種類と、補完書類 <B表> から原本または写しを1種類の合計2点ご提出ください。

3. 現住所記載の本人確認書類をお持ちでない方

現住所と異なる住所が記載されている本人確認書類 <A表> から写しを1種類と、補完書類 <B表> から原本または写しを2種類の合計3点ご提出ください。

【 本人確認書類 <A表> 】

	本人確認書類の名称	ご留意事項
1	運転免許証または運転経歴証明書	住所変更がある場合は裏面も必要です。
2	個人番号（マイナンバー）カード	裏面（個人番号記載面）のご提出は不要です。※ 通知カードは不可です。
3	旅券（パスポート）	写真及び住所記載面のページが必要です。
4	各種健康保険証 ※ <u>保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングして下さい。</u> (2020年10月1日以降)	氏名・生年月日・住所のページ（カードは両面）が必要です。
5	住民票の写しまたは印鑑登録証明書（発行日より6ヵ月以内のものに限ります。）	住民票の写しにマイナンバーの記載がある場合はマスキングして下さい。
6	在留カード、特別永住者証明書	住所変更がある場合は裏面も必要です。

※氏名・住所・生年月日の記載があるもの、有効期限のあるものは期限内のものに限ります。

【 補完書類 <B表> 】

	補完書類の名称	ご留意事項
1	公共料金の領収証書（電気・固定電話・都市ガス・水道・NHKのうちから1点）	① 氏名（本人名義）、現住所の記載があるものに限ります。
2	社会保険料の領収証書	② 領収日付または発行日より6ヵ月以内のものに限ります。
3	国税、地方税の領収証書または納税証明書	③ 請求書や通知書は受付できません。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくご案内

弊社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お客様及びそのご親族が以下に該当する場合は、厳格な取引時確認等が義務づけられており、弊社にご申告いただきたくご案内申し上げます。

I. 外国 PEPs（以下の重要な公的地位にある方）に該当する場合

1. 外国の元首
2. 外国において以下の職にある方
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・中央銀行の役員
 - ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
3. 過去に項目 1 又は 2 であった方
4. 項目 1～3 の家族
(配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに配偶者の父母及び子)
5. 法人の実質的支配者が項目 1～4 のいずれかに該当する法人

II. 特定国等に居住・所在している場合

マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（平成 28 年 6 月時点ではイラン及び北朝鮮）に居住している方

株式会社日専連パートナーズ TEL 019-653-2000 9:00～18:00（日曜・祝日休業）